

施術所等向け

# 資格確認限定型オンライン 資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和8年3月23日 1.80版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

## 改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和6年1月31日	β版	-
令和6年4月1日	初版	・本格運用開始、助産所の運用テスト開始による関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和6年7月29日	1.10版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（コピー機能、資格確認結果検索追加等）に伴う内容の更新 ・第3章の質問と回答について、内容を修正・追記
令和6年10月1日	1.20版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（スクリーンショットの制御やテンキーへの対応等）に伴う内容の更新 ・第2章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第3章の回答について、内容を追記
令和6年11月5日	1.30版	・対象別（施術所等・医療機関等）に資格確認限定型オンライン資格確認等システム運用マニュアルを分割 ・自衛官診療証対応に係る軽微な修正 ・保険証一体化制度施行に伴う内容の更新
令和6年11月29日	1.40版	・保険証一体化制度施行に伴う内容の更新 ・顔写真なしマイナンバーカードの新規導入に係る更新
令和6年12月23日	1.50版	・資格確認限定型オンライン資格確認等システムにおけるレセコン連携機能、照会番号登録機能開始に伴う内容の更新
令和7年4月6日	1.60版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（医療扶助対応やマイナンバーカードの健康保険証利用登録機能等）に伴う内容の更新 ・保険証一体化に係る医療扶助に関する軽微な修正
令和7年12月1日	1.70版	・令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が使用できなくなることに伴う内容の更新
令和8年3月23日	1.80版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（スマートフォンのマイナ保険証利用開始への対応等）に伴う内容の更新 ・資格情報等に含まれる「●（黒丸）」表示の低減に向けた改修（Shift-JIS設定の医療機関等向け文字変換対応）に伴う内容の更新

## 目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	6
第2章 オンライン資格確認	9
第3章 困った時には	31
第4章 お問い合わせ	37
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	39

---

# 本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システムを利用するためのアプリ「マイナ資格確認アプリ」を導入した施術所等<sup>※1</sup>向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認いただくなど、必要に応じて P5「マイナ資格確認アプリ導入検討時」に記載のあるドキュメント<sup>※2</sup>をご参照ください。

※1 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の施術所であって受領委任の取扱いを行っているもの、保険医療機関（歯科）、薬局、保険医療機関以外の施設又は保険者であって特定健康診査又は特定保健指導を行う健診実施機関等、直接支払制度を用いる助産所の総称。

※2 「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」及び「トラブルシューティング編」については施術所等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。そのほかの「導入手引き」、「利用規約」及び「クイックガイド」についても施術所等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。

## マイナ資格確認アプリ導入検討時



### 導入手引き

マイナ資格確認アプリを介したオンライン資格確認等システムのご利用開始までに必要な準備作業の流れを簡潔に記載しています。



### 利用規約

マイナ資格確認アプリを介したオンライン資格確認等システムのご利用に当たっての規約を記載しています。



## 利用開始申請

※ 詳細は施術所等向け総合ポータルサイトを参照。ただし、健診実施機関等（保険医療機関（医科））は医療機関等向け総合ポータルサイトを参照。



## マイナ資格確認アプリの セットアップ方法



### マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方

マイナ資格確認アプリのセットアップ手順及び具体的な操作方法について記載しています。



## マイナ資格確認アプリ導入後



### クイックガイド

資格確認業務の流れを簡易に記載しています。



### 運用マニュアル

資格確認の業務手順・留意事項、FAQや問い合わせ方法等について記載しています。



### トラブル シューティング編

システムエラー等に対する対処法について記載しています。

# 第1章 はじめに

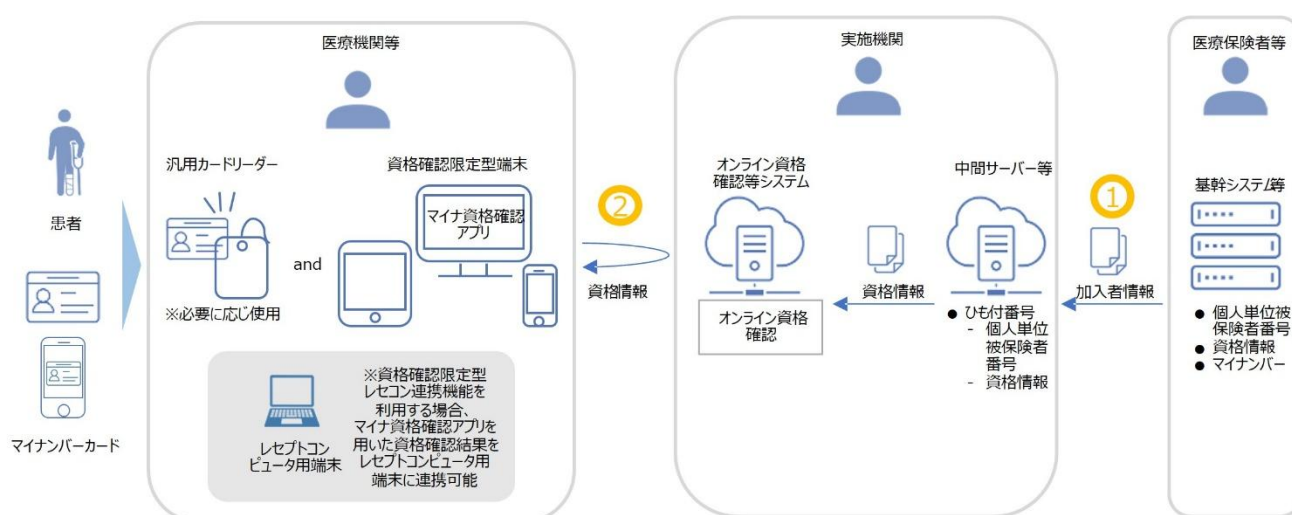
## マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認のメリット

マイナ資格確認アプリを導入することで、施術所等は患者の有効な資格情報<sup>※</sup>をその場で電子的に確認することができます。

また、マイナ資格確認アプリは24時間365日いつでもご利用可能です。

※P26 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧をご参照ください。

## マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認等システムの全体像



### ① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む。）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

### ② 資格情報の照会

施術所等は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカード<sup>※1</sup>による資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書<sup>※2</sup>を利用します。

※1 当マニュアルにおいては、実物のマイナンバーカード及びスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。

※2 マイナンバーカードに搭載されている、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。

## 運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わる施術所等へのお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ、③ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信の3つの方法で実施しております。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにてお知らせする可能性がございますので併せてご確認ください。

### ① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システムの運営にかかわる施術所等へのお知らせは施術所等向け総合ポータルサイト<sup>※1</sup>に掲載されます。ただし健診実施機関等（保険医療機関（医科））に対しては、医療機関等へのお知らせとして医療機関等向け総合ポータルサイト<sup>※2</sup>に掲載されます。

#### ※1 施術所等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

二次元コード



#### ※2 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



### ② マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

### ③ ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレス宛に送信する可能性があります。

## 本書の改訂について

本書は、マイナ資格確認アプリを導入した施術所等において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

# 第2章 オンライン資格確認

## 概要

マイナ資格確認アプリでのオンライン資格確認とは、「施術所等が用意した資格確認限定型端末（スマートフォン・タブレット・PC）にマイナ資格確認アプリをインストールすることで患者のマイナンバーカードをスマートフォン又は汎用カードリーダーを用いて資格情報を確認する方法」です。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第3章 困った時には」をご確認ください。

## 資格確認の手順

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うにあたり、資格確認限定型端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

なお、マイナンバーカードによる資格確認の流れは以下となります。



### 資格確認の流れ



## (1) ログイン



施術所等において資格確認を実施する担当者(以下、資格確認担当者とする)が、生体認証又はパスワードでログインします。※

※ 設定により生体認証又はパスワードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

## (2) 本人確認



### I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

【A】実物のマイナンバーカードの顔写真を用いた目視による確認又は

【B】4桁の暗証番号の入力（暗証番号※認証）により、患者の本人確認を実施します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。

### II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

【C】患者のスマートフォンがiPhoneの場合、スマートフォンのマイナンバーカードの生体認証により、本人確認を実施します。



【D】患者のスマートフォンがAndroidの場合、4桁の暗証番号※の入力により、本人確認を実施します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



## 【A】目視による確認の手順



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックして、マイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が有効  になっていることを確認します。



- ② ①の画面左上の矢印から認証方法選択画面に戻り、「マイナンバーカード（目視）」をクリックします。


- ③ 実物のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います。<sup>※</sup>

※ 原則として患者本人が資格確認担当者に顔写真を提示するようにしてください。



 **ポイント 目視による確認の留意事項**

目視による確認は、本人確認作業を資格確認担当者の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いします。



 **注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合**

申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、目視確認を行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。




## 【B】暗証番号認証の手順



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックして、マイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が無効  になっていることを確認します。



- ② ①の画面左上の矢印  から認証選択画面（暗証番号）に戻り、「マイナンバーカード（暗証番号）」をクリックします。



- ③ 「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、OK ボタンをクリック後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。



- ④ 患者は暗証番号を入力し「次へ」をクリックします。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号を指します。

※ 患者がPCで暗証番号を入力する際には、外付けテンキーを接続して入力が可能です。



### 【C】iPhone による生体認証の手順



- ① マイナ資格確認アプリの画面で、「iPhone」を押下します。



- ② 「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証(Face ID もしくは Touch ID)することをお願いしてください」とポップアップが出るため、資格確認担当者は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。



## 【D】Android による暗証番号認証の手順

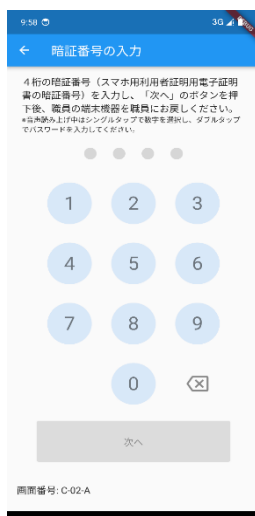


- ① マイナ資格確認アプリの画面で、「Android」を押下します。



- ② 「患者に4桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、資格確認担当者はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号<sup>※</sup>の入力を依頼します。患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



### ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、資格確認担当者等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、資格確認担当者の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

### ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

## (3) マイナンバーカード読み取り



マイナンバーカードの読み取りを行います。\*

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種種のスマートフォンとタブレット・PCについては、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

### ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が施術所等の汎用カードリーダー等にかざすようにしてください。資格確認担当者はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、資格確認担当者等が患者本人のマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。



## ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

### 1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて資格確認担当者のスマートフォンにかざす必要があります。

- 資格確認担当者又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。

- ※ 資格確認担当者と患者のスマートフォンが iPhone どちらの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 資格確認担当者又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。

- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。

- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。

- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。

- 各機種別の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。



[https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer/android.html](https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html)

### 2. スマートフォンをかざし方

- 資格確認担当者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示するよう依頼します。

- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を資格確認担当者のスマートフォンに近づけてください※。

- ※ 資格確認担当者と患者のスマートフォンが iPhone どちらの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、資格確認担当者の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

- ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。

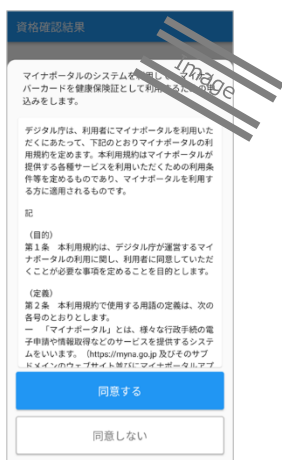
- ② 患者が入力完了後、患者の Android を資格確認担当者のスマートフォンに近づけてください。

## マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



## I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードにおける健康保険証利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンをクリックしてください。



② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。



③ 実物のマイナンバーカードにおける健康保険証利用を登録します<sup>※</sup>。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざし、利用できるかご確認ください。

※ ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は施術所等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

## Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードにおける健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

### (4) 資格確認



資格情報		
保険者番号	12345678	
保険者名	限定資格保険組合	
記号	1234	
番号	12345678	枚数 2
フリガナ	シカク タロウ	
氏名	資格 太郎	
生年月日	昭和29年5月2日	
性別	男	
区分	一般	
有効開始日	2025年04月01日	
有効終了日	2026年03月31日	
資格取得年月日	2025年04月01日	
負担割合	1割	
本人・家族の別	本人	
被保険者氏名	資格 太郎	

要配慮情報 (備考)

画面番号: C-04-01-A

資格確認結果が表示されるので、内容を確認します。※

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンをクリックすると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 画面右上の「コピー」ボタンをクリックすることで資格確認結果をコピーできます。

資格情報	
福祉事務所名	港区福祉事務所
フリガナ	シカク タロウ
氏名	資格 太郎
生年月日	昭和29年5月2日
性別	男
区分	医療扶助

要配慮情報 (備考)

氏名カナ	タシカク タロウ
氏名	他資格 太郎
性別	男

閉じる

画面番号: C-04-01-A

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

患者の施術券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

 **ポイント スクリーンショットの制御について**

個人情報保護の観点から、マイナ資格確認アプリを画面に表示した状態でスクリーンショットを撮ると、画面上の情報が見えない状態で保存されます。資格確認実施後に、再度資格確認結果を確認したい場合は、資格確認結果画面右上に表示される「コピー」ボタンや、資格確認結果検索機能をご活用ください。


 **ポイント 照会番号の登録**

照会番号とは、レセプトコンピュータ用端末で管理されている、患者を特定する任意の番号です。

照会番号の登録は任意ですが、機関コードと照会番号をレセプトコンピュータ用端末からオンライン資格確認等システムに登録しておくことで、前回の資格確認時点から保険者等を異動した患者の資格確認を行った場合でも、スムーズに患者を特定できます。

## 再度資格確認結果を確認する場合



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックしてメニュー画面を表示し、その画面内の「セキュリティ設定」を選択し、「資格確認結果検索」をクリックすると、過去に資格確認を行った患者の一覧が表示されます。

資格確認日時 氏名	資格確認結果
2024年07月08日 佐藤 一子	資格無効
2024年07月05日 鈴木 次郎	資格有効
2024年07月04日 高橋 三子	資格有効
2024年07月04日 田中 四子	資格有効
2024年07月03日 伊藤 五郎	資格有効
2024年07月02日 渡辺 六子	資格有効
2024年07月01日 山本 七郎	資格有効
2024年06月28日 中村 八郎	資格有効

- ② 確認したい項目を選択すると資格確認結果の詳細が表示されます。

※ 資格確認担当者が資格確認結果を閲覧できる期間は資格確認を行った日から翌月末までとなります。

※ 資格確認時に資格情報が表示された患者の情報のみ検索できます。該当する資格がない場合等は、検索結果に表示されません。

総件数：17件

資格確認日時 氏名	資格確認結果
2024年07月08日 12時00分 佐藤 一子	資格無効
2024年07月05日 12時00分 鈴木 次郎	資格有効
2024年07月04日 12時00分 高橋 三子	資格有効
2024年07月04日 12時00分 田中 四子	資格有効


詳細設定

資格確認日 必須

開始  ~ 終了

この端末で資格確認した結果のみ対象とする

検索

※ 画面右上のフィルター  から、資格確認日を用いて表示する資格確認検索結果の絞り込みを行うことができます。

## コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

資格確認限定型レセコン連携機能は、マイナ資格確認アプリで資格確認した結果をレセプトコンピュータ用端末に連携するための機能です。当機能の導入は、各施設にとって必須ではありませんが、利用するにあたってはシステムベンダにおいて、システム改修等を行う必要があります。

以下は、マイナ資格確認アプリを用いて資格確認した結果を、レセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。

なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合もあります。



- ① レセプトコンピュータ用端末でログイン画面を表示し、資格確認限定型レセコン連携アカウントの利用申請時に払い出された機関コード等を入力します。

※ 機関コード等の払い出しの方法は「レセコン連携アカウント関連の手順書」をご参照ください。



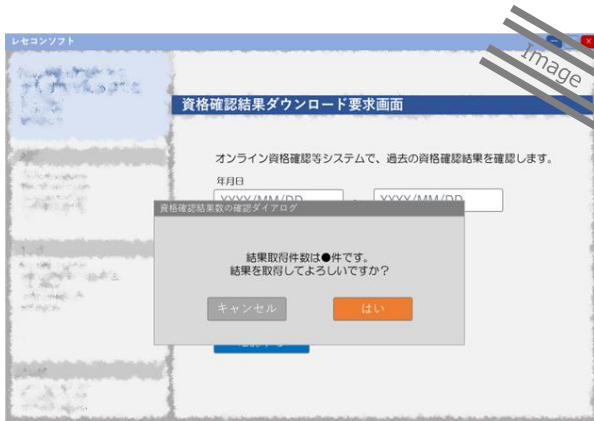
- ② 多要素認証（MFA）で確認したパスワードを入力します。※

※ 多要素認証（MFA）のパスワードとは、資格確認限定型レセコン連携機能の導入時に登録した Authenticator アプリに表示される6桁の数字です。

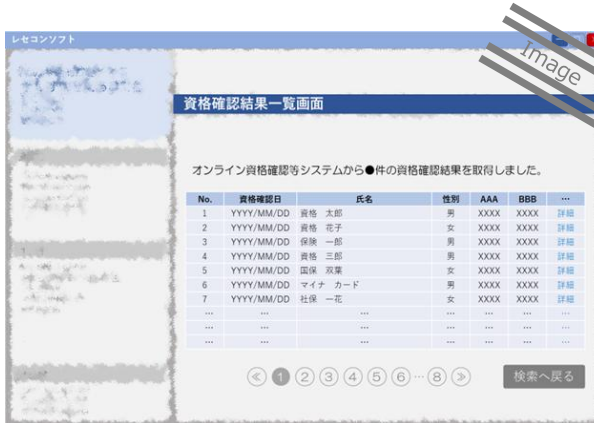


- ③ 資格確認結果のダウンロード要求画面にて対象期間等の条件を指定します。※

※ 資格確認した日の翌月末までの資格確認結果を取得できます。



④ 資格確認結果件数を確認します。



⑤ 資格確認結果一覧画面を確認します。



⑥ 個人を選択し、資格確認結果（個人）画面を確認します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例<sup>※</sup>

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者資格に係る記号・番号・枝番
- 有効開始年月日
- 有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

## マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース
資格情報の全て又は一部が非表示となっている	✓ 患者がDVや虐待等の被害を受けており、保険者に情報不開示の申請をしているケース

## ポイント 電子証明書の有効期限切れ

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新を失念している人や何らかの事情で更新手続きができていない人が、施術所等において資格確認が行えず、困らないための救済措置として、電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から3か月間（以下「猶予期間」という。）においては、オンライン資格確認等システムで、資格情報の確認が可能です。

なお、猶予期間の間に患者がマイナンバーカードの更新手続きを実施しなかった場合は、マイナ保険証の利用登録が解除され、医療保険者等から資格確認書が交付されます。

＜実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合＞

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合は以下の方法で資格確認を行ってください。

資格確認ができない場合は資格確認書等か、実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示するか、又は、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示することで、資格確認を行ってください。

※ オンライン資格確認等システムよくある質問下 35 ページのコラム：「コラム 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について」も参照

### 注意事項 スマホ用利用者証明用電子証明書の場合

スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります<sup>※1,2</sup>。

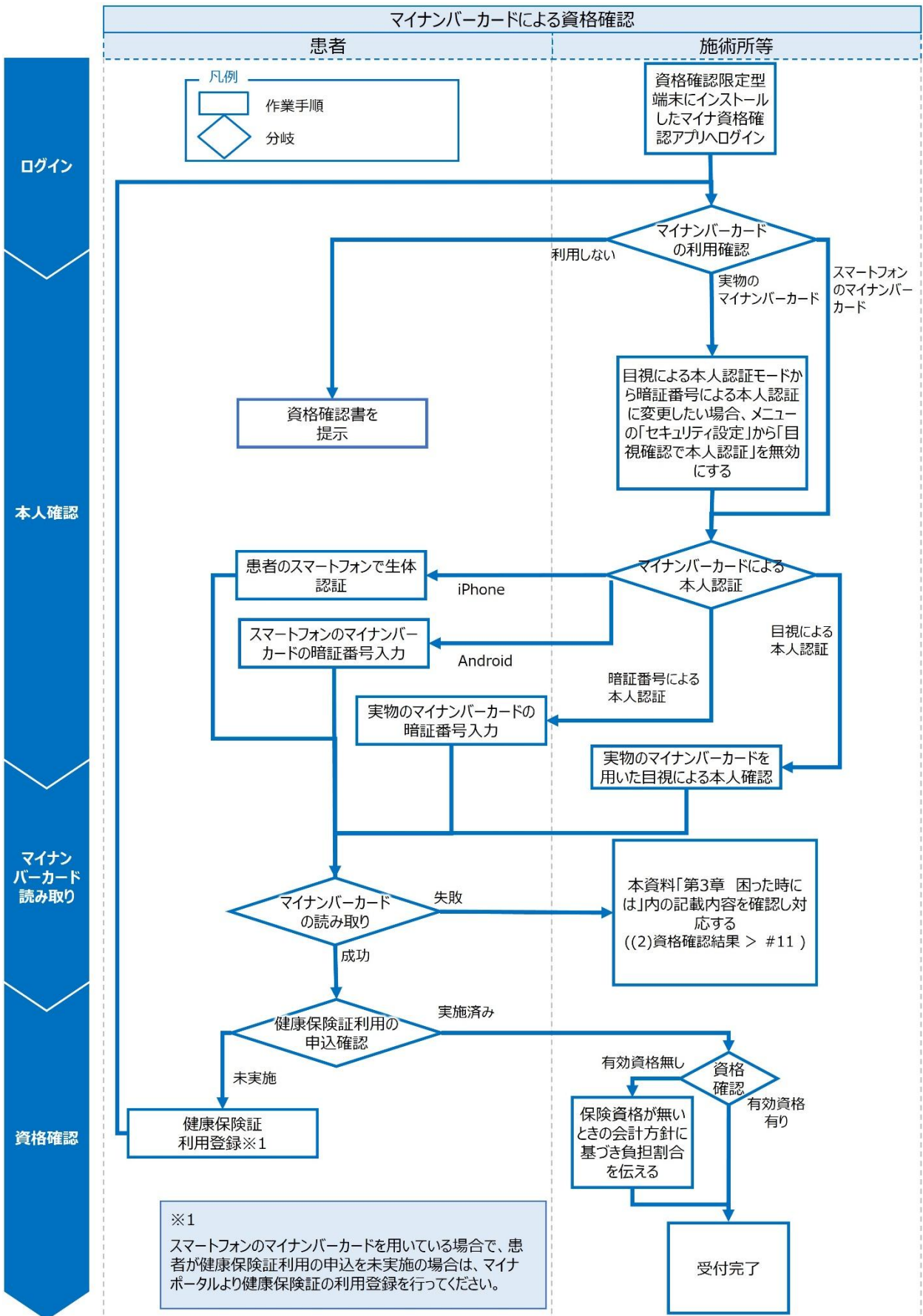
※1 スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合は、まず患者に実物のマイナンバーカードを所持していないか確認してください。所持している場合は実物のマイナンバーカードでオンライン資格確認を実施するよう案内してください。

※2 実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は、上記「ポイント 電子証明書の有効期限切れ」の「実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合」を参照ください。

## 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	高齢受給者証	○
2	限度額適用認定証	×
3	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	×
4	特定疾病療養受療証	×
5	自衛官診療証	○
6	自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
7	被保険者受給資格者票	×
8	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
9	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
10	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
11	公費負担・地域単独事業の受給証	×
12	生活保護受給者に交付される医療券等	×

マイナンバーカードによる資格確認手順フロー



## 資格確認結果の取扱い・留意事項

## 【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓マイナ資格確認アプリにて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報です。
- ✓各医療保険制度の資格証類における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

## 基本情報及び資格情報

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報	
1 氏名	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「●」が含まれる</li> <li>・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。</li> <li>・個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。</li> <li>・表示された「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。</li> </ul>
2 フリガナ	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空欄になっている</li> <li>・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。</li> </ul> <p>○ 資格確認書における記載項目との違い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「フリガナ」の小文字が大文字になっている（例：キヨウがキョウとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。</li> </ul>
3 氏名 氏名カナ	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通称等の理由で、本名とは別の氏名を資格確認書の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が裏面記載情報に設定されます。</li> </ul>
4 性別 1	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書の表面記載の性別となります。</li> </ul>
5 性別 2	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書の裏面記載の戸籍上の性別となります。</li> <li>・対象者本人から、資格確認書の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に裏面記載情報に設定されます。</li> </ul>
6 生年月日	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1900-01-01」と表示されている</li> <li>・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。</li> </ul>
資格情報	
7 区分	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分を示す項目となります。</li> </ul> <p><b>【補足事項】</b></p> <p>※令和6年12月2日より、一般、特別療養費支給対象者、自衛官、医療扶助のいずれかを表示します。</p> <p>■ 区分の変更</p> <p>区分の変更に関して令和6年12月2日における変更前後について以下のように記載しております。</p> <p>「【令和6年12月1日以前】変更前の区分」⇒「【令和6年12月2日以降】変更後の区分」</p> <p>01：被保険者証（一般）⇒ 一般  02：被保険者証（退職）⇒ 【欠番】  03：短期被保険者証（一般）⇒ 【欠番】  04：短期被保険者証（退職）⇒ 【欠番】  05：被保険者資格証明書⇒ 特別療養費支給対象者  06：特例退職被保険者証⇒ 【欠番】  07：自衛官診療証⇒ 自衛官  A1：医療扶助 ※変更なし</p>
8 記号 番号 枝番	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枝番が空欄になっている</li> <li>・後期高齢者医療制度の場合、空欄となります。</li> </ul>
9 本人・家族の別	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者本人（国保の場合は世帯主）が家族かを表す項目となります。</li> </ul> <p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枝番が空欄になっている</li> <li>・後期高齢者医療制度の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。</li> </ul>

10	被保険者氏名	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。</li> <li>・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。</li> </ul> <p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空欄になっている</li> <li>・医療扶助の場合、空欄となります。</li> </ul>
11	有効開始日	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保険資格における以下の項目に該当しますが、保険資格によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。</li> <li>・被用者保険：資格取得年月日（認定年月日）</li> <li>・国民健康保険（市町村国保）：適用開始年月日</li> <li>・国民健康保険（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日）</li> <li>・後期高齢者医療制度：資格取得年月日、発効期日</li> <li>・船員保険：資格取得年月日（認定年月日）</li> </ul> <p><b>【補足事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格確認書とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。</li> <li>・市町村国保の場合、適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、オンライン資格確認の有効開始年月日は年次の更新日としている場合があります。</li> <li>・市町村国保以外においては、オンライン資格確認の有効開始年月日を更新日や事業所変更日としている場合があります。</li> </ul>
12	有効終了日	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。</li> </ul>
13	保険者番号	-
14	保険者名	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所に該当します。</li> </ul> <p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他関連項目の提供について</li> <li>・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。</li> </ul>
15	負担割合	<p><b>【照会結果に係る留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空欄になっている</li> <li>・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。</li> </ul>
オンライン資格確認システム固有項目		
-	資格取得年月日	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者資格の取得日となります。</li> <li>・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。</li> </ul>
-	未就学区分	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。</li> </ul>
-	資格喪失事由	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、その他のいずれかが設定されます。</li> <li>・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。</li> </ul>
-	照会番号	<p><b>【項目説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術所等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。</li> <li>・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を施術所等に提供します。</li> </ul> <p><b>【補足事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録に伴う利便性について</li> <li>・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。</li> <li>・診察券番号・カルテ番号等の施術所等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を施術所等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。</li> </ul>



# 第3章 困った時には

## 概要

オンライン資格確認業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

システムの操作方法が分からない場合には、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第4章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

### (1) 資格確認にあたり

#	質問	回答
1	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	現時点ではオンライン資格確認はできません。 対応している資格証類については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
2	患者本人がマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい場合、介助者や資格確認担当者がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、資格確認担当者等が患者本人のマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。
3	患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や資格確認担当者による入力はあるか。	実物のマイナンバーカードの写真等による本人確認を行い、資格確認を行うことができます。 暗証番号認証による資格確認は、原則、患者本人が行う必要があります。 例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。 また、マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に

#	質問	回答
		<p>知らせることは適当ではありませんが、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、資格確認担当者等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。</p>
4	<p>患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。</p>	<p>＜実物のマイナンバーカードの場合＞  実物のマイナンバーカードの写真等による資格確認が可能な場合、本人認証を目視による確認に切り替えて資格確認を行うか、下記の方法のうち利用者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <p>※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様  下記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示</li> <li>・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）とマイナンバーカードを併せて提示</li> </ul> <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>なお、施術所等ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。</p> <p>※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化することでロックを解除することも可能です。</p> <p>＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞  <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。</li> </ul> <p>※スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号については、マイナポータルアプリのマイページか</p> </p>

#	質問	回答
		ら、ロック解除及び初期化が可能です。 ・患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
5	実物のマイナンバーカードの写真等による本人確認及び暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求められます。 【本人確認書類（例）】 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など
6	患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を行っていない、又は、利用登録が解除されている。	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ マイナ資格確認アプリを用いて利用登録が可能です。マイナ資格確認アプリを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の18ページをご参照ください。  ＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ スマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。

## （2）資格確認結果

#	質問	回答
7	患者の氏名と資格情報の氏名が大きく異なっている。	当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。なお、氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。万が一、施術所等の施設において別の方の情報が表示された場合は、以下の連絡先にお問い合わせください。  ＜施術所等の方向け＞ オンライン資格確認等コールセンター 電話番号：0800-080-4583（通話無料） 営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29

#	質問	回答
		<p>日～1月3日は除く。)</p> <p>&lt;国民の方向け&gt; 国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178</p> <p>あるいはご自身が加入されている医療保険の保険者にお問い合わせいただき、ご相談ください。</p>
8	<p>患者の氏名や住所に黒丸「●」がある。</p>	<p>【「●」の表示】</p> <p>医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。</p> <p>個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等(第1水準、第2水準漢字を使用)では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。</p>
9	<p>医療扶助を受給している患者が来院した際、オンライン資格確認結果として国民健康保険や後期高齢者医療制度の情報が表示された。</p>	<p>患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、どちらの資格が正しいか確認してください。</p>
10	<p>資格確認結果は、いつまで確認できるか。</p>	<p>資格確認を行った日から翌月末まで資格確認結果を確認することができます。そのため、資格確認を行った翌月末を超えると、資格確認結果は表示されないためご注意ください。</p>
11	<p>何らかの事情により、マイナンバーカードによる資格確認ができない。</p> <p>&lt;事例&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 資格情報の結果、資格を喪失しているなど有効な資格情報が表示されない</p> <p><input type="checkbox"/> モバイル端末や汎用カードリーダー等の故障</p>	<p>下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示</li> <li>・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面(マイナポータルからダウンロードした資格情報画面(PDF)も可)と実物のマイナンバー</li> </ul>

#	質問	回答
	<input type="checkbox"/> 施術所等のネットワーク障害 <input type="checkbox"/> マイナ資格確認アプリのエラー <input type="checkbox"/> ICチップ破損 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ（猶予期間を過ぎている場合）	カードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示
12	スクリーンショットを撮ると、黒い画面が保存されてしまう。	個人情報保護の観点から、マイナ資格確認アプリを画面に表示した状態でスクリーンショットを撮ると、画面上の情報が見えない状態で保存されません。資格確認実施後に、再度資格確認結果を確認したい場合は、資格確認結果画面右上に表示される「コピー」ボタンや、資格確認結果検索機能をご活用ください。

**コラム：受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について**

以下にマイナンバーカードにより資格確認が出来なかった場合の対応方法の手順について示します。

① マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書の提示により、資格確認を行ってください。

② 何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

【患者が提示可能な場合】

以下いずれかと実物のマイナンバーカードの提示による資格確認を行ってください。

- ・ 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）
- ・ 資格情報のお知らせ

※ 資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示

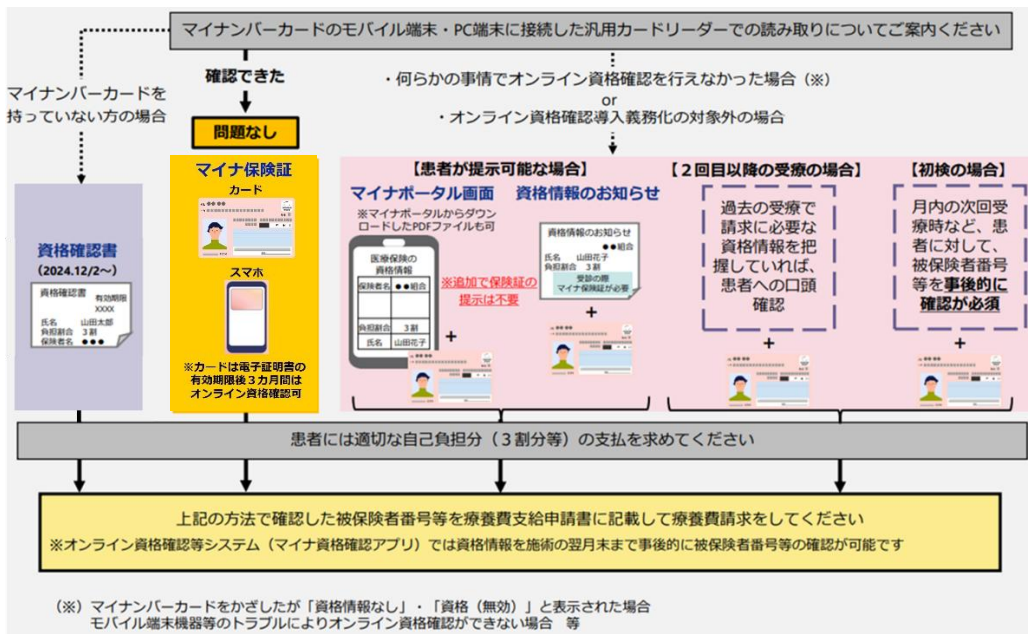
※ マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合を含みます。

【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

【初検の場合】

月内の次回受療時など、患者に対して、被保険者番号等を事後的に確認が必須



## 第4章 お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点について、「第3章 困った時には」を読んでも解決しない場合、施術所等向け総合ポータルサイト<sup>※1</sup>をご活用ください。ただし健診実施機関等（保険医療機関（医科））は医療機関等向け総合ポータルサイト<sup>※2</sup>をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の解決方法を用意しています。

### ① FAQ



【概要】FAQ は、オンライン資格確認に関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】施術所等向け総合ポータルサイトからFAQのページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

### ② お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認等について担当者へ相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】施術所等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

### ③ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外は問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は除く。）

※ 1 施術所等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

二次元コード



※ 2 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



## モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いいたします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYODを実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いいたします。

チェック実施日： \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

担当者： \_\_\_\_\_

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
<input type="checkbox"/>	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
<input type="checkbox"/>	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
<input type="checkbox"/>	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」